



2018年5月11日

各位

会社名 株式会社 伊予銀行
代表者名 取締役頭取 大塚 岩 男
(コード番号 8385 東証第1部)
問合せ先 執行役員総合企画部長 長 田 浩
(TEL. 089-941-1141)

取締役等に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、2018年5月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当行取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）および執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2018年6月28日開催予定の第115期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

取締役等の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」により構成されておりましたが、本株主総会における取締役に対する本制度の導入に関する議案が承認可決されることを条件として、2015年6月26日開催の第112期定時株主総会においてご承認いただきました「株式報酬型ストック・オプション制度」の報酬枠を廃止し、今後、新たなストック・オプションを付与しないこととし、新たに取締役等に対する株式報酬制度を導入することといたします。

本制度は、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」および本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

なお、取締役に対する本制度の導入は、本株主総会における役員報酬議案の承認可決を条件とし、執行役員に対する本制度の導入は、取締役に対する本制度の導入を前提といたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、当行が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度においては、2018年6月の定時株主総会開催日の翌日から2021年6月の定時株主総会終結の日までの3年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する当行取締役等に対して当行株式が交付されます。

なお、取締役等が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

(3) 信託期間

信託期間は、2018年8月(予定)から2021年8月(予定)までの約3年間とします。ただし、下記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当行は、当該信託期間中に、本制度により当行株式を取締役等に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、合計金1,200百万円(うち取締役分として金600百万円とします。)を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当行が信託した金銭を原資として、当行株式を、当行からの自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注：当行が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当行株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時(以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。)において、当行の取締役会の決定により、信託期間を延長し(当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役等に交付するために必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間中に、延長した信託期間の延長年数に金400百万円(うち取締役分として金200百万円とします。)を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(6)のポイント付与および当行株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間の延長により本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当行株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当行株式の取得方法等

本信託による当初の当行株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当行からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当行株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、取締役に交付するための株式取得資金としては上記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当行株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役等に交付される当行株式の算定方法および上限

① 取締役等に対するポイントの付与方法等

当行は、当行取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の株式交付規程に定める所定の日、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当行が取締役等に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり240,000ポイント(うち取締役分として120,000ポイントとします。)を上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当行株式の交付

取締役等は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当行株式の

交付を受けます。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、当行株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当行株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 各取締役等に対する当行株式の交付

各取締役等に対する上記②の当行株式の交付は、各取締役等がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当行株式については、源泉所得税等の納税資金を当行が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当行株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当行株式が換金された場合には、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当行株式に係る議決権は、当行および当行役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当行株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当行株式については、全て当行が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当行取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当行
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当行および当行役員と利害関係のない第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	2018年8月 (予定)
金銭を信託する日	2018年8月 (予定)
信託の期間	2018年8月～2021年8月 (予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当行株式を受益者へ交付すること

以 上